石川県文化財保護条例施行規則 新旧対照表

十号様式)により申請しなければならない。 よる譲与又は譲渡を受けようとする者は、譲与等申請書(別記第二第二十八条の五 法第百七条第一項又は条例第三十六条の三の規定に(譲与等)	改正案
記第二十号様式)により申請しなければならない。 規定による譲与又は譲渡を受けようとする者は、譲与等申請書(別第二十八条の五 法第六十四条の二第一項又は条例第三十六条の三の(譲与等)	現行

一・二 (略) 「「「「「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」	改正案
ー・二 (略) 髹漆、蒔絵及び沈金技術を保存するため次の事業を行う。 五十六条の三第一項の規定により指定された重要無形文化財榡地、五十六条の三第一項の規定により指定された重要無形文化財榡地、第二条 研修所は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第(事業)	現行

	金技術の保持者として認定されている者	二項の規定により、重要無形文化財榡地、 髹 漆、蒔絵又は沈	一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十一条第	న ్ల	2 委員は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が任命す	第二条 (略)	(委員)	改正案
一一一 (略)	又は沈金技術の保持者として認定されている者	三第二項の規定により、重要無形文化財榡地、髹漆、蒔絵	一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十六条の	- న	2 委員は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が任命す	第二条 (略)	(委員)	現